

地域再生支援利子補給制度 のご案内

PFI事業にもご利用いただけます

地域再生支援利子補給制度とは

- 地域再生支援利子補給制度は、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、「地域再生法」に基づき金融面の支援を行うものです。
- 国の認定を受けた「地域再生計画」の実現に資する事業を行う事業者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、国が金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給します。

支援内容

利子補給率：最大0.7% 支給期間：5年間（融資期間は5年以上が必要）

PFI事業での活用事例

地域の課題解決に資する公共施設の整備・再編等においてPFI事業（※1）を活用する際、SPC等の事業者（※2）が金融機関から融資を受ける場合に、利子補給金を支給します。



町立中学校の改築に際し、町民体育館と町立図書館の機能を合わせた複合施設を整備する事業（香川県まんのう町） 【利子補給金総額：15,784千円】

※1 地域再生支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる事業（国の行政機関等又は地方公共団体が実施する事業又は当該事業に係る資産を譲り受けて行う事業）が対象となります。

※2 事業者の規模による制限はありません。

本制度をご利用いただくには

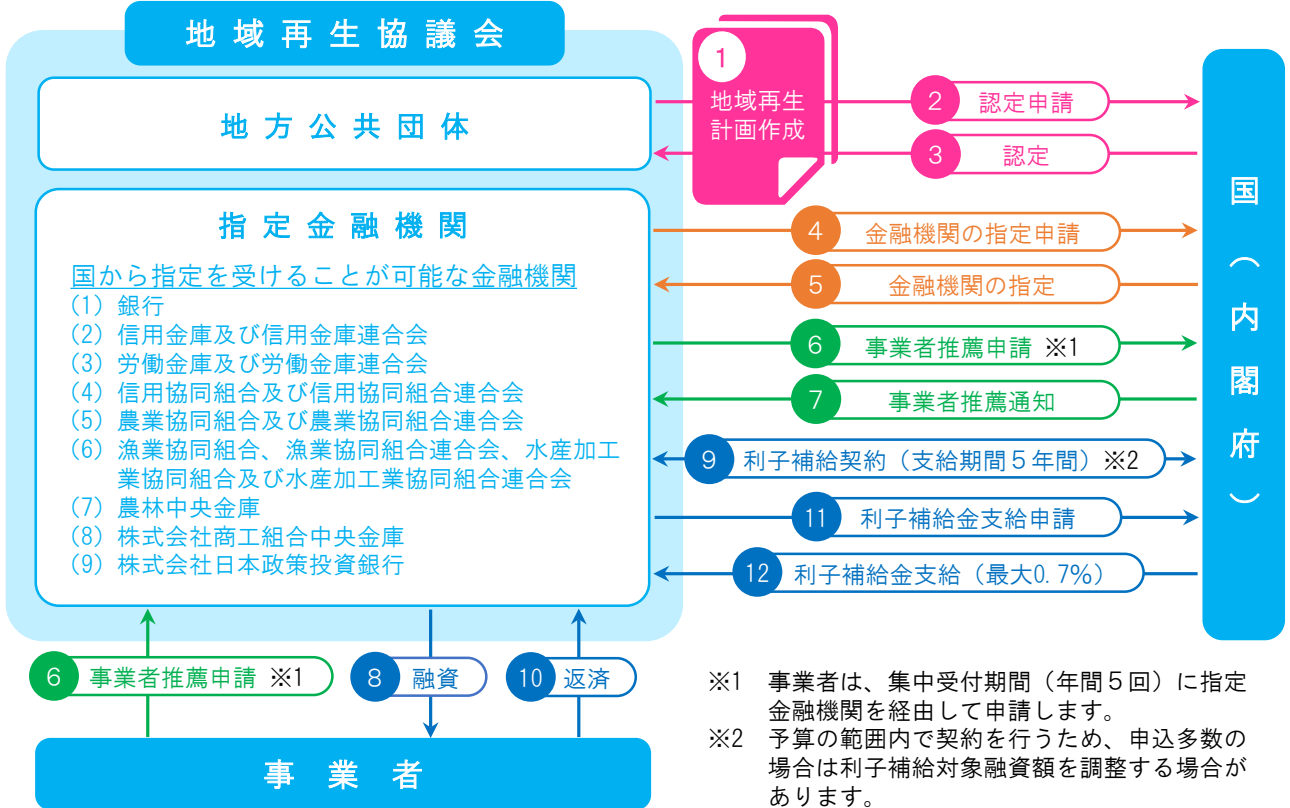
- ① 地方公共団体が「地域再生計画」（※）を作成し、国の認定を受けること
 - ② 地方公共団体が地域再生計画の作成に当たって組織する「地域再生協議会」に金融機関が参画すること
 - ③ 金融機関が国から指定を受けること
- などが必要となります。

※ 地域再生計画には、PFI事業の実施が地域の課題解決に資することの説明、計画の目標（原則として定量的な値・指標）、融資予定金融機関等の記載が必要です。



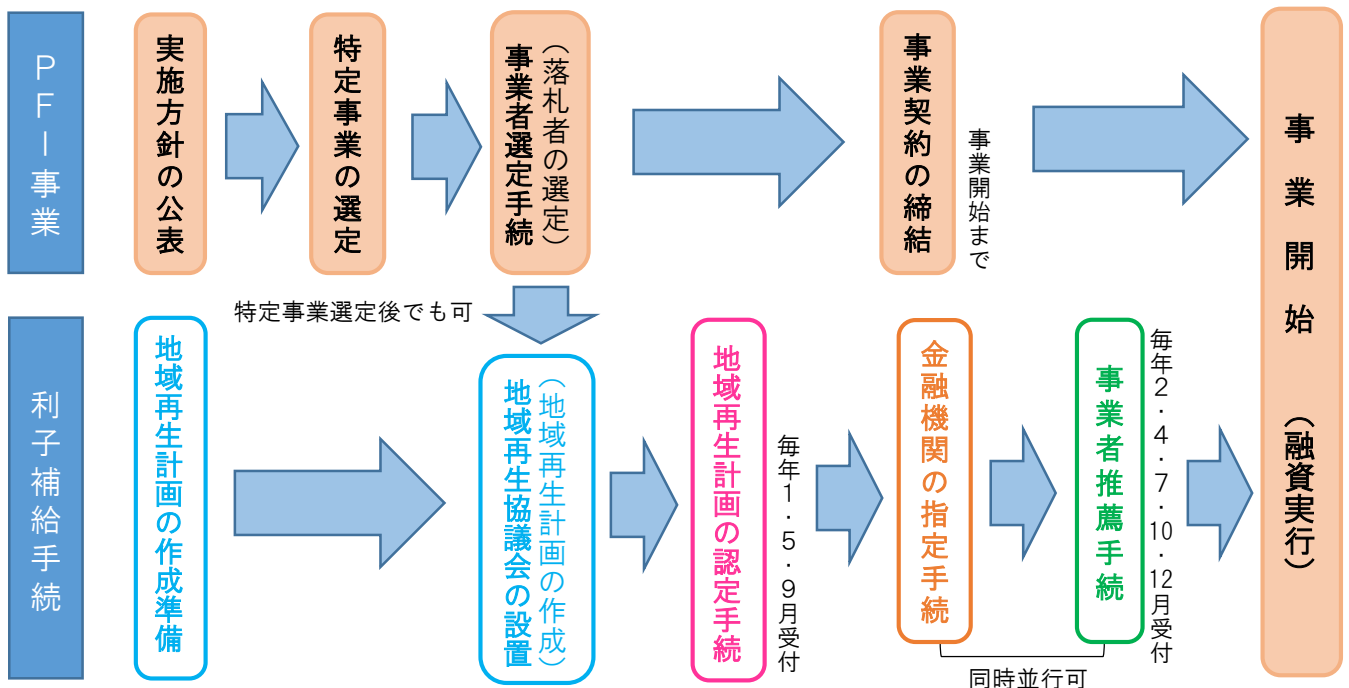
地域再生支援利子補給制度

事業イメージ



PFⅠ事業開始までの流れ（例）

※ 個別事業を対象とする場合の例です。具体的なスケジュールについては、早めに当事務局にご相談ください。



制度の詳細は、内閣府ホームページ掲載の地域再生支援利子補給金交付要綱、手続の手引き等をご参照ください。
 【内閣府ホームページ】 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kankei.html>

【お問合せ先】 内閣府地方創生推進事務局 地域再生担当
 電話：03-5510-2473（直通） メール：rishi.hokyu@cao.go.jp